

## Ⅱ 援護関係

# 重 点 事 项

# 第1 戦没者等の妻及び戦没者の父母等に対する特別給付金支給法の改正法案について

## 1 法案の概要

前回支給された国債が最終償還を迎える戦没者の妻や父母等に対する特別給付金について、平成25年度以降も継続して支給する等の所要の改正を行う。

## 2 制度の趣旨

### (1) 戦没者等の妻に対する特別給付金

先の大戦で、一心同体である夫を失った大きな痛手がある上に、生計の中心を失ったことによる経済的困難とも闘ってこなければならなかった精神的痛苦に対して、国として特別の慰藉を行うために支給。（昭和38年制度創設）

### (2) 戦没者の父母等に対する特別給付金

先の大戦で、子又は孫を亡くして子孫が絶え、<sup>せきりょう</sup>寂寥感や孤独感と闘ってきた父母（祖父母）の精神的痛苦に対して、国として特別の慰藉を行うために支給。（昭和42年制度創設）

## 3 改正内容・施行期日

### (1) 戦没者等の妻に対する特別給付金支給法の一部改正

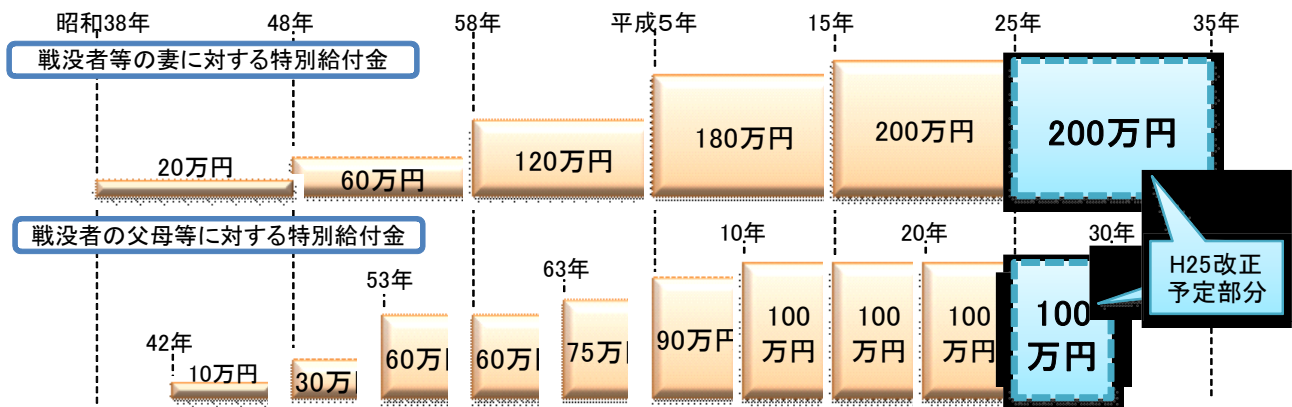
- ① 平成25年10月に最終償還を迎える戦没者等の妻に対する特別給付金（額面200万円、10年償還の国債を支給）を、平成25年度以降も継続して支給する。
- ② 平成25年4月1日時点で、新たに受給権を有する戦没者等の妻に対し、特別給付金（額面20万円、10年償還の国債）を支給する。 等

### (2) 戦没者の父母等に対する特別給付金支給法の一部改正

- ① 平成24年9月に最終償還を迎えた戦没者の父母等に対する特別給付金（額面100万円、5年償還の国債を支給）を、平成25年度以降も継続して支給する。

② 平成25年4月1日時点で、新たに受給権を有する戦没者の父母等に対し、特別給付金（額面10万円、5年償還の国債）を支給する。等

(3) 施行期日 平成25年4月1日（一部の規定は平成25年10月1日）



## 第2 戦没者等の妻に対する特別給付金の個別案内等について

### 1 平成25年改正法による戦没者等の妻に対する特別給付金の個別案内

平成25年に支給法の改正を予定している戦没者等の妻に対する特別給付金については、権利者の時効失権を防止する観点から、厚生労働省から権利者に対して個別に権利者の氏名、住所等を印字した請求書等を送付し、制度の周知と請求勧奨を行うことにしている（本年6月下旬予定）。

それに向けて厚生労働省では、総務省から提供を受ける恩給受給者情報等と援護システムの国債データを結びつけ、個別案内を送付する際に必要な国債の種類を特定できるように援護システムの改修を行っている。改修後のシステムは本年4月から運用を開始する予定である。

居住地県におかれては、本年4月に厚生労働省から援護システムを用いて、恩給受給者情報等を居住地県別に加工した「権利者確認リスト」を提供するので、内容を確認していただき、戦没者の氏名や請求者の氏名、住所等の誤りがあれば修正をお願いしたい。

「権利者確認リスト」の修正作業を終了後、厚生労働省で、権利者と一定の条件が一致する援護システムの国債請求者データを抽出し、権利者の同一人候補者として提供するので、所管県におかれては、自県分の当該候補者と権利者が同一人であることを確認し、援護システムにより権利者と候補者を結びつける作業等をお願いしたい。

これらの作業については3月上旬に依頼する予定である。

なお、戦没者の父母等に対する特別給付金の個別案内に係る作業はすべて厚生労働省が行う予定である。

また、特別給付金の裁定事務を促進する観点から、今回の援護システムの改修により、各都道府県において閲覧できる個人情報の範囲を拡大するため、情報セキュリティ管理を含めた個人情報の取扱いには、より一層ご留意をお願いしたい。

## 2 平成23年改正法による戦傷病者等の妻に対する特別給付金の請求促進

平成23年10月1日に支給法を施行した戦傷病者等の妻に対する特別給付金については、厚生労働省から支給要件に該当すると思われる者に対して個別請求案内を送付した。

支給対象者見込数6,200人に対し、平成24年12月末現在受付件数は、4,891人である。

時効失権を防止する観点から、各都道府県におかれては、権利者と思われる戦傷病者等の妻で未請求の者に対し、引き続き市区町村と連携して郵送又は電話により個別の請求案内を行っていただきたい。

### 第3 遺骨帰還等慰霊事業について

#### 1 遺骨帰還事業について

##### (1) 南方地域等での遺骨帰還等事業

平成25年度の南方地域等への遺骨帰還等事業については、①フィリピン、②東部ニューギニア、③ビスマーク・ソロモン諸島、④インドネシア、⑤パラオ諸島、⑥トラック諸島、⑦沖縄、⑧硫黄島、⑨モンゴル（ノモンハン）の9地域を計画している。

その他、確度の高い情報等が得られた場合には、緊急的な派遣を実施することになっている。

##### ◎ 海外未送還遺骨の情報収集事業

遺骨帰還事業は、戦友の方々や現地政府等から提供された情報に基づき実施してきたが、特に南方地域等で遺骨情報が減少してきているなどの事情がある。

そのため、現地に詳しい民間団体等の協力を得て集中的な情報収集を実施しており、平成25年度は、①フィリピン②東部ニューギニア③ビスマーク・ソロモン諸島④インドネシアでの実施を計画している。

##### ◎ 硫黄島での遺骨帰還事業

硫黄島での遺骨帰還事業については、平成23年度から平成25年度までの3カ年を集中実施期間として遺骨帰還の取組を強化しており、平成25年度も同様に重点的に取り組むことにしている。

##### ◎ フィリピンでの遺骨帰還事業

フィリピンでの遺骨帰還事業については、比人の遺骨が混入しているとの報道を受け、検証を行い、結果を公表。現在、事業を一時中断しているが、今後、事業の見直しを踏まえた覚書をフィリピン政府との間で締結した後、事業を再開することになっている。

## (2) ソ連抑留中死亡者の遺骨帰還等事業

- ・ 平成25年度のロシア連邦等への遺骨帰還等事業については、①ハバロフスク地方、②沿海地方、③イルクーツク州、④アムール州、⑤ケメロボ州、⑥カザフスタン共和国の6地域を計画している。
- ・ 平成24年度に引き続き、平成25年度も民間団体等を活用したソ連抑留中死亡者の埋葬地資料調査を予定している。

※ 各都道府県は、仮に遺族、団体、協力者等から埋葬地などの情報が得られたときは速やかに、援護企画課外事室まで連絡するようお願いしたい。

## 2 慰霊巡拝事業について

遺骨帰還事業を補完し、旧主要戦域での戦没者を慰霊するため、遺族が戦没地や海外戦没者慰霊碑を訪れて、政府主催の現地追悼式を実施している。

### (1) 南方地域等での慰霊巡拝事業

旧主要戦域での戦没者の遺族を対象として実施しており、平成25年度は、①フィリピン、②東部ニューギニア、③ビスマーク・ソロモン諸島、④インドネシア、⑤ミャンマー、⑥モンゴル（ノモンハン）、⑦硫黄島の7地域で実施を計画している。

#### ◎ 硫黄島での慰霊巡拝事業

平成23年度から、「平和を祈念するための硫黄島特別対策事業」として、遺族がより参加しやすいよう実施回数3回、延べ300人の実施体制を組んでおり、平成25年度も継続して実施することになっている。

### (2) 旧ソ連地域での慰霊巡拝事業

平成15年度からロシア連邦等の各地方・州ごとに広く遺族の参加を募っている。平成25年度は、①ハバロフスク地方、②沿海地方、③ザバイカル地方、④イルクーツク州の4地域での実施を計画している。



### **(3) 参加遺族の募集**

厚生労働省では、都道府県や市区町村が余裕を持って広報誌等へ掲載できるように速やかに、各都道府県援護主管課宛に実施予定地域ごとの実施時期、派遣予定人員等をお知らせすることになっている。

慰霊巡拝事業を実施する際の参加遺族の募集にあたっては、各都道府県から推薦をお願いしたい。

## **3 慰霊碑に関する事業について**

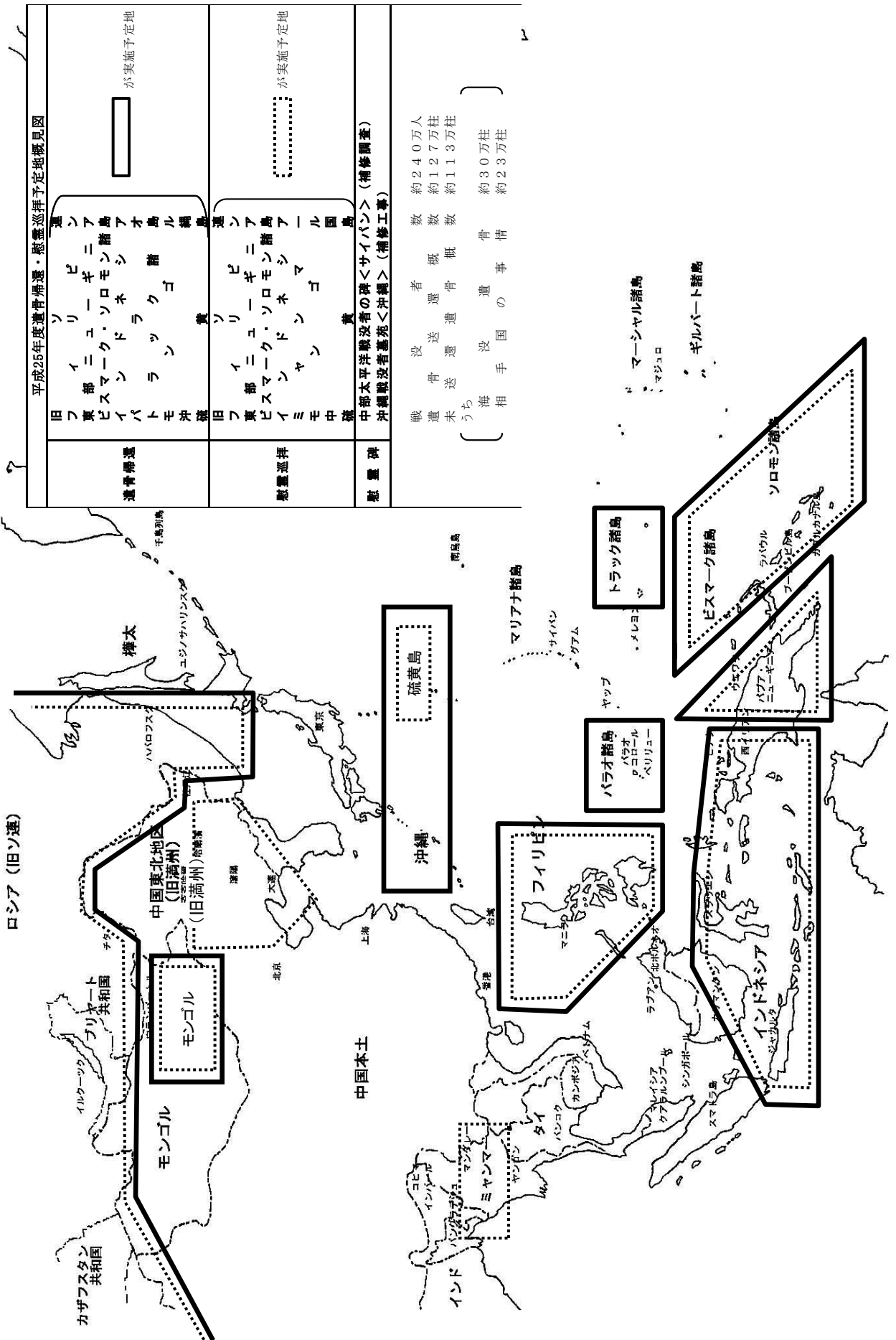
### **(1) 慰霊碑の維持管理等事業**

旧戦域ごとに中心となるべき地（硫黄島及び海外14か所）に建立した戦没者慰霊碑について適切な維持管理等を行うとともに、旧ソ連地域で遺骨収容を実施することができない地域に小規模慰霊碑を建立することになっている。

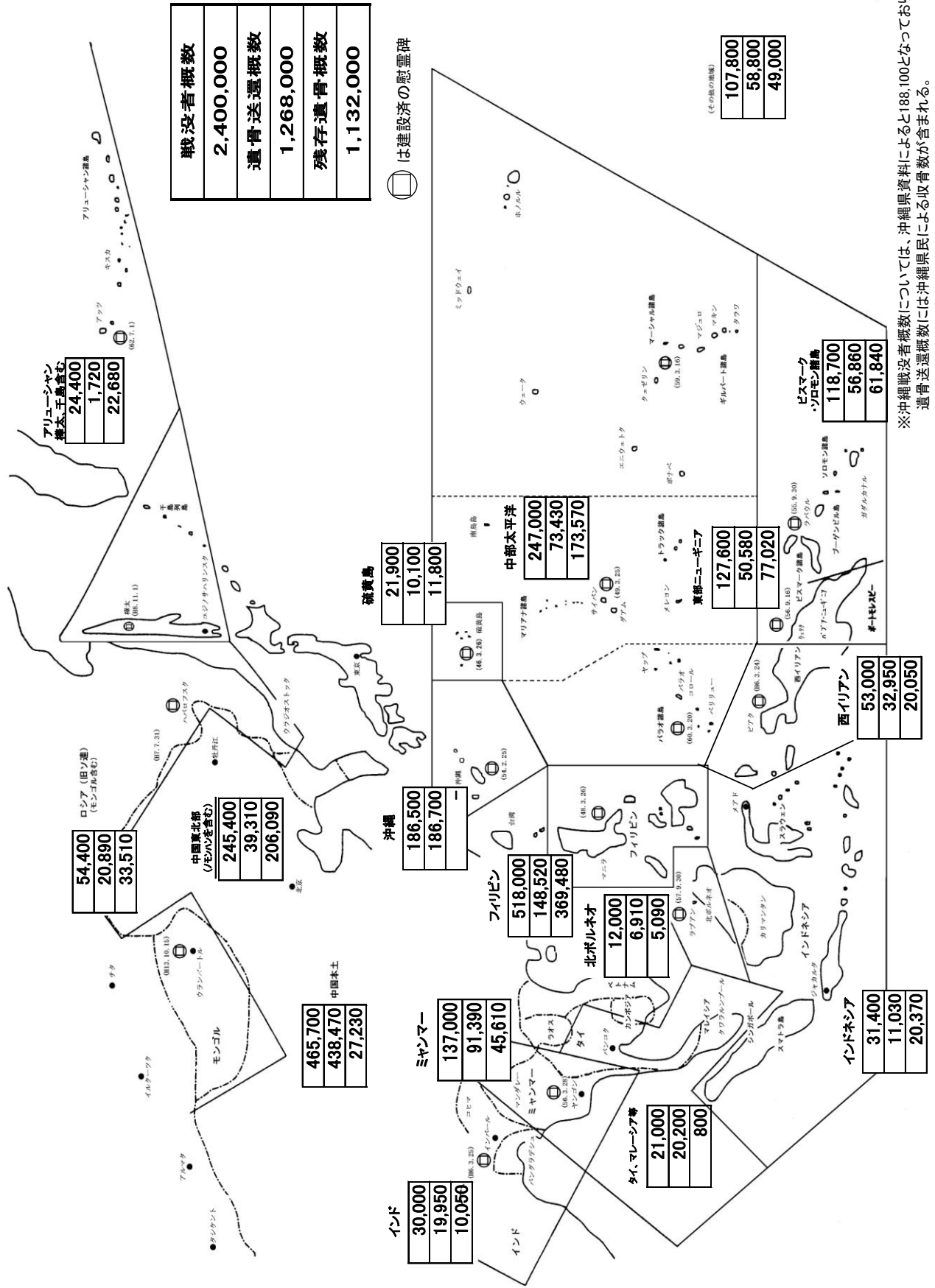
### **(2) 海外民間建立慰霊碑等整理事業**

民間団体等が海外に建立した日本人戦没者の慰霊碑等のうち、維持管理が不良なものについて、建立者の特定、維持管理の指導を行う。また、必要に応じ、整理事業を実施することになっている。

# 平成25年度 遺骨帰還・慰霊巡拝等予定地域概見図



# 地域別戦没者概見図(平成25年1月末現在)



※沖縄戦没者概数については、沖縄県資料によると188,100となっており、遺骨送還概数には沖縄県民による収骨数が含まれる。

## 第4 戦没者遺骨のDNA鑑定及び遺骨等の伝達について

### 1 DNA鑑定について

戦没者遺骨のDNA鑑定は、主に旧ソ連地域の埋葬地等で発見された遺骨を対象とし、当局保管の死亡者名簿等から推定される関係遺族に「戦没者遺骨のDNA鑑定のお知らせ」を送付し、遺族の申請に基づき実施している。

平成11年から平成24年12月末までに、関係遺族約8,600人にお知らせを送付し、約1,750人から申請があった。鑑定の結果、856柱の遺骨の身元が特定し、順次遺族に返還している。

平成24年度に帰還した遺骨についても、推定される関係遺族に対して「戦没者遺骨のDNA鑑定のお知らせ」を平成25年度内に送付する予定である。

#### 【参考】

平成15年3月に取りまとめられた「戦没者遺骨のDNA鑑定に関する検討会報告書」を踏まえ、①死亡者名簿等の記録資料から戦没者及び遺族を推定でき、②遺族から適切な検体が提供され、③遺骨から鑑定に有効なDNAが抽出できる場合には、希望する遺族に対して全額国庫負担でDNA鑑定を実施している。

### 2 遺骨及び遺留品の伝達について

DNA鑑定により身元が特定された遺骨や、遺留品調査により所有者が特定された遺留品は、遺族が居住する都道府県から伝達していただいている。

地方自治法附則第10条の規定に基づき、厚生労働省では、各都道府県職員が遺骨等を受領するため、「旧軍関係調査事務等委託費」を計上し、予算措置を行っている。ただし、伝達数が複数ある場合や都道府県側の日程調整が困難な場合には、厚生労働省職員が都道府県までお持ちするなど、弾力的に対応するので、相談願いたい。

なお、都道府県庁で記者発表される場合は、その旨当方でも記者発表を行うので、遺族への伝達7日前までに事前に連絡願いたい。

# 都道府県別DNA鑑定結果

平成24年12月末現在

県コード	都道府県	申請数	判明者数	否定数	鑑定待者数	備考
1	北海道	92	42	45	5	
2	青森県	40	24	13	3	
3	岩手県	53	23	27	3	
4	宮城県	22	11	8	3	
5	秋田県	23	7	14	2	
6	山形県	39	14	25	0	
7	福島県	35	14	17	4	
8	茨城県	34	14	20	0	
9	栃木県	21	13	7	1	
10	群馬県	21	13	8	0	
11	埼玉県	83	42	39	2	
12	千葉県	84	38	39	7	
13	東京都	129	53	62	14	
14	神奈川県	85	27	50	8	
15	新潟県	36	12	20	4	
16	富山県	21	11	6	4	
17	石川県	13	8	5	0	
18	福井県	6	4	2	0	
19	山梨県	16	10	4	2	
20	長野県	43	19	18	6	
21	岐阜県	36	11	22	3	
22	静岡県	46	28	17	1	
23	愛知県	52	34	16	2	
24	三重県	23	13	9	1	
25	滋賀県	14	6	8	0	
26	京都府	24	10	11	3	
27	大阪府	67	38	23	6	
28	兵庫県	56	29	24	3	
29	奈良県	18	13	4	1	
30	和歌山県	20	15	4	1	
31	鳥取県	9	3	6	0	
32	島根県	28	17	8	3	
33	岡山県	35	18	16	1	
34	広島県	107	52	40	15	
35	山口県	37	29	8	0	
36	徳島県	10	5	4	1	
37	香川県	8	3	3	2	
38	愛媛県	27	13	9	5	
39	高知県	24	9	14	1	
40	福岡県	62	38	23	1	
41	佐賀県	7	3	4	0	
42	長崎県	17	6	6	5	
43	熊本県	22	15	7	0	
44	大分県	23	5	14	4	
45	宮崎県	22	16	6	0	
46	鹿児島県	37	24	13	0	
47	沖縄県	18	3	10	5	
99	日本国外	1	1	0	0	
計		1,746	856	758	132	

注:上記の件数はいずれも申請者の居住地都道府県別の数である。(判明数も遺骨の伝達件数ではない)  
申請数は平成11~24年収容分の数字であり、流動的なので参考程度にしてください。

# 戦没者遺骨の伝達実績(都道府県別過去5カ年)

平成24年12月末現在

県コード	都道府県名	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	合計
1	北海道	4	4	2	3		13
2	青森	2	1		2		5
3	岩手	3	1		2		6
4	宮城	1	3				4
5	秋田	2	1	1			4
6	山形	2	1		1	1	5
7	福島	1	1	1			3
8	茨城	2	1	1	1		5
9	栃木	1	2	2			5
10	群馬	4					4
11	埼玉	8	4	3		1	16
12	千葉	4	3	1	1		9
13	東京	11	5	2	2	1	21
14	神奈川	6	2	2	2		12
15	新潟	3	5				8
16	富山	1	3	2		1	7
17	石川	2	1	1	1		5
18	福井	3					3
19	山梨	1	1	1			3
20	長野	10	1				11
21	岐阜	2	2				4
22	静岡	10	2	3	1		16
23	愛知	1	5	5		1	12
24	三重	2					2
25	滋賀	1					1
26	京都	2	2	1			5
27	大阪	8	4	5	1		18
28	兵庫	3	2	2	3		10
29	奈良		2				2
30	和歌山	1	1	2			4
31	鳥取					1	1
32	島根	1	1	2	1	1	6
33	岡山	5	1	1			7
34	広島	14	4	5	2		25
35	山口	7			5	2	14
36	徳島			1	1		2
37	香川		1				1
38	愛媛	3	3	1			7
39	高知	3					3
40	福岡	4	2	6			12
41	佐賀	1					1
42	長崎	1	2				3
43	熊本	7			3		10
44	大分	2	2		1		5
45	宮崎	2	4	2	1		9
46	鹿児島	7	1	1		2	11
47	沖縄	1	1	1			3
99	日本国外			1			1
計		159	82	58	34	11	344

注1: 国費によるDNA鑑定により判明した伝達数である。

注2: 年度別の伝達実績数であり、判明数ではない。

注3: 上記の件数はいずれも受領遺族の居住地都道府県別の数である。

## 第5 中国残留邦人等に対する支援策の実施について

### 1 中国残留邦人等に対する支援策の実施について

中国残留邦人等に対しては、平成19年の「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）」（以下「支援法」という。）の一部改正により、平成20年4月から、満額の老齢基礎年金等の支給、支援給付の実施及び地域での生活支援等を柱とする新たな支援策を開始し、平成25年度は6年目を迎えるところ。

各都道府県の協力により、支援策は順調に浸透しつつあるが、地域によっては、未だに中国残留邦人等が必要とする支援を受けられない事例もみられる。

都道府県には、中国残留邦人等の特別な事情を踏まえ、きめ細かな運用が図られるよう、引き続きご協力をお願いしたい。特に中国残留邦人等の高齢化により、介護サービスを利用する機会が増加していることから、安心して介護サービスを利用出来るように支援いただきたい。なお、厚生労働省としても平成25年度から中国帰国者定着促進センターで、各自治体が行う地域支援事業を支援する取組として、各自治体で行われる研修会等への相談・助言や使用できる教材の開発等を行う介護情報提供事業を実施することとしている。

平成25年度は、社会保障審議会生活保護基準部会における検証結果や物価の動向などを踏まえた生活保護基準の額の見直しが行われ、それに伴い、支援給付費が変更される予定（8月予定）であるので、管内実施機関での対応をお願いしたい。

厚生労働省においては、中国残留邦人等への地域住民の理解を深めるための啓発を目的として毎年、地方において「中国残留邦人等への理解を深めるシンポジウム」を開催している。

平成25年度は、宮城県（仙台市）での開催を予定している。

## 2 支援給付事務の監査について

支援法第14条によりその規定の例によるものとされた生活保護法第23条に基づき、平成21年度から支援給付事務の監査を行っている。

平成25年度以降も、支援給付事務の適正な運用が図られるよう、引き続きご協力をお願いしたい。

都道府県・指定都市本庁が行う実地監査は、管内の実施機関に対し、4年に1度の割合で行うことになっている。平成25年度は、2巡目の初年度であり、引き続き、管内の実施機関に対し実地による支援給付施行事務監査を行い、適切な助言指導をお願いしたい。

なお、平成25年度に厚生労働省が実施する実地監査の対象となる都道府県市は、本年4月中にお知らせする予定である。



## 第6 旧ソ連抑留中死亡者の資料調査等について

旧ソ連抑留中死亡者の資料調査については、平成3年以降、ロシア側より約4万1千人の死亡者名簿を入手し、日本側資料との照合調査を行い、特定できた者は、本籍都道府県の協力を得て遺族調査の上、遺族に記載内容をお知らせしてきている。

平成21年度以降、ロシア国立軍事古文書館から入手した「抑留者登録カード」を活用して調査を進めた結果、新たに3,406名（平成25年1月末現在）を特定することができた。

しかしながら、抑留中死亡者約5万3千人のうち約1万7千人については、名簿が未提供または情報不足等のため特定できていない。

厚生労働省としては、関係遺族の高齢化が進んでいることを踏まえ、今後もロシア側に資料提供の働きかけを行うとともに、一人でも多くの死亡者を特定できるよう引き続き照合調査の促進を図ることとしている。都道府県でも関係遺族の現住所調査等での協力をお願いしたい。

なお、平成23年8月に、戦後強制抑留者に係る問題に関する特別措置法に基づく「強制抑留の実態調査等に関する基本的な方針」が閣議決定された（参考資料5参照）。

厚生労働省としては、この基本方針に基づき、関係省庁と連携し、民間団体等の協力も得つつ、戦後70周年を迎える平成27年度に向けて、抑留中死亡者の資料調査、遺骨帰還事業等を進めていくことにしている。

（注）

戦後強制抑留者に係る問題に関する特別措置法は、参議院総務委員長提案の議員立法。平成22年6月16日成立し、同日公布・施行。

### 【参考】

「旧ソ連抑留中死亡者名簿の調査進捗状況」（平成25年1月末現在）

・日本側資料による旧ソ連抑留中死亡者数	約 53,000人
うち 死亡者が特定できた者	約 36,000人
資料が未提供等の者	約 17,000人

## 第7 昭和館・しょうけい館の入館促進

昭和館は、国民が経験した戦中・戦後の国民生活上の労苦を後世代の人々に伝えていくために、厚生労働省が平成11年3月に開設した国立の施設である。常設展示室での実物資料の展示等を行うとともに、特別企画展を毎年開催し、また、図書・映像・音響資料の閲覧事業、関連情報提供事業等についても併せて行っている。

さらに、毎年関係都道府県等の協力の下、地方での巡回特別企画展を開催している。平成25年度は、熊本県及び栃木県で開催を予定している。

しょうけい館は、戦傷病者及びその妻等が体験した戦中・戦後の労苦に係る資料及び情報を収集し、保存し、展示することにより、後世代にその労苦を伝えることを目的として、厚生労働省が平成18年3月に開設した国立の施設である。昭和館と同様に常設展示室での展示や企画展、図書・映像・音響資料の閲覧事業、関連情報提供事業等を行っている。

厚生労働省としては、両館の情報を厚生労働省ホームページ等へ掲載し、両館の来館者の増加に努めているが、今後とも様々な機会を捉えて全国に広報を行う予定である。また、本年1月には、昭和館の常設展示室のリニューアルを行い、昔ながらの手押しポンプを使った水くみ体験コーナーを新設する等、入館者の理解がさらに深まるようにした。都道府県及び市区町村でも、小中学生等の来館が促進されるよう、教育部門との連携等について配慮いただきたい。

# 予 算 概 要

